

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準

令和5年（2023年）9月

熊本県

目次

第1章 基本的事項	1
1 基準策定の趣旨	1
2 基準の位置付け	1
3 基準の対象	2
(1) 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の	2
(2) 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等	2
4 基準における基本的な考え方	2
5 基準の見直し	2
第2章 基準	3
1 太陽光発電施設に関する基準	3
(1) 基準の構成	3
(2) 基準の一覧	4
①促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域（保全エリア））	4
②促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域（考慮すべき区域（調整エリア））	6
③促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項（考慮すべき事項）	10
2 風力発電施設に関する基準	12
(1) 基準の構成	12
(2) 基準の一覧	13
①促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域（保全エリア））	13
②促進区域の設定に当たって特に調整又は考慮を要する区域（特に考慮すべき区域（調整エリア2））	15
③促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域（考慮すべき区域（調整エリア1））	19
④促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項（考慮すべき事項）	22
参考資料「促進区域の設定に関する熊本県基準」に基づくゾーニング図	23
1 ゾーニング図の留意事項	23
2 県基準に基づく太陽光ゾーニング図	24
3 県基準に基づく陸上風力ゾーニング図	25

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

本県では、2020年12月に「第2次熊本県総合エネルギー計画」を策定し、2030年度の県内電力消費量に対する再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）発電量の割合を50%とする目標を掲げ、再エネの導入推進に取り組んでいます。

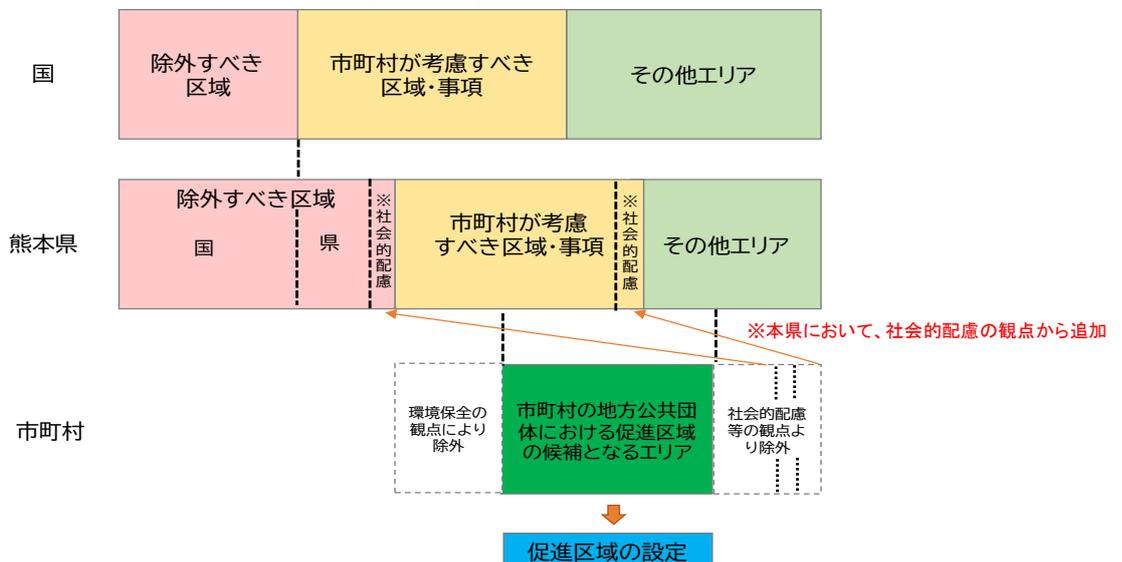
国は、2050年カーボンニュートラルに向け、2022年4月1日に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）の改正において、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図る「地域脱炭素化促進事業」制度を創設しました。

当該制度において、市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を定めるよう努めることとされました。

これを受け本県では、国の基準等を踏まえ、本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するものとして、再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

なお、本基準においては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「促進区域設定に係る環境省令」という。）第5条の4第2項各号に基づく事項に加え、本県として、市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる「社会的配慮の観点」についても示しています。

＜本県における県基準の構成（イメージ図）＞



2 基準の位置付け

本基準は、法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。

なお、本県の地方公共団体実行計画（区域施策編）を包含する「熊本県第6次環境基本計画」において、促進区域の県基準を熊本県総合エネルギー計画に定めることとしているため、本基準は、「第2次熊本県総合エネルギー計画」の一部（別冊）に位置付けるものです。

3 基準の対象

(1) 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

- ・ 太陽光発電
- ・ 風力発電（洋上に設置するものを除く。）

※本県では、再エネの最大限の導入を目指すため、再エネのポテンシャルや設置形態等を考慮し、太陽光発電及び風力発電を対象に県基準を定めます。

(2) 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であって、当該建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電設備（環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）別表第1の第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

ただし、国の基準は適用します。

4 基準における基本的な考え方

県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の4つの視点を重視して基準を設定します。

- (1) 環境影響評価に係る県条例との整合
- (2) 県民生活の安全・安心確保
- (3) 県民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全
- (4) 世界遺産の遺産区域及びその周辺における良好な景観づくり

5 基準の見直し

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、県内における促進区域の設定状況を定期的に確認し、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。

第2章 基準

1 太陽光発電施設に関する基準

(1) 基準の構成

促進区域設定に係る環境省令第5条の4第2項各号に基づく事項に、本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる「社会的配慮の観点」を加え、太陽光一表1のとおり基準を示します。

太陽光一表1 基準の構成

項目	考え方
促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域（保全エリア））	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域、社会的配慮の観点から除外すべき区域
促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域（考慮すべき区域（調整エリア））	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から配慮することが望ましい区域、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい区域
促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項（考慮すべき事項）	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から配慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項

(2) 基準の一覧

①促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域（保全エリア））

促進区域設定に係る環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、次の太陽光―表2に掲げる区域とします。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

太陽光―表2 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域（保全エリア））

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	社会的配慮 ^{※4}
防災	砂防指定地	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 ^{※3}	
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 ^{※3}	○
	土砂災害警戒区域		○
	河川区域	河川法	○
自然・環境	ラムサール条約湿地 ^{※1}	ラムサール条約 ^{※3}	
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区 ^{※2}	鳥獣保護管理法 ^{※3}	
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区		
	生息地等保護区の管理地区 ^{※2}	種の保存法 ^{※3} 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	
	生息地等保護区の監視地区		
	原生自然環境保全地域 ^{※2}	自然環境保全法	
	自然環境保全地域 ^{※2}		
	県指定自然環境保全地域	熊本県自然環境保全条例	
	国立・国定公園の特別保護地区 ^{※2} 、第1種特別地域 ^{※2}	自然公園法	
	国立・国定公園の第2種特別地域、第3種特別地域		
	県立自然公園の特別地域	熊本県立自然公園条例	
森林・農地	保安林	森林法	
	国有林		
	県有林	森林法、熊本県財産条例	
	保護林	森林法	

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	社会的配慮 ^{※4}
文化財・ 景観等	風致地区	都市計画法	
	重要文化的景観（重要な構成要素）	文化財保護法	
	史跡、名勝、天然記念物		
	世界遺産（資産範囲）	世界遺産条約 ^{※3}	○
	世界遺産登録予定地（資産範囲）		○

※1 本県陸上において対象区域なし。

※2 促進区域設定に係る環境省令で促進区域に含めることが適切でないとされている区域。

※3 法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・急傾斜地法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・ラムサール条約：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
- ・鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

※4 本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

②促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域（考慮すべき区域（調整エリア））

市町村は、太陽光―表3に掲げる「促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域」について、「考慮すべき区域」とその「収集方法」に基づいて情報を収集し検討を行うことが必要です。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

太陽光―表3 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域（考慮すべき区域（調整エリア））

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮 ※2
防災	山地災害危険地区	林野庁通達	林野庁九州森林管理局、熊本県「山地災害危険箇所マップ」	・事業区域に山地災害危険地区、又は土砂災害危険箇所が含まれる場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。	○
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達	熊本県「山地災害危険箇所マップ」	・事業区域が山地災害危険地区、又は土砂災害危険箇所の上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。	○
	河川保全区域	河川法	河川管理者	・河川管理者の確認を得た上で、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがないように措置を講ずること。	○
	海岸保全区域	海岸法	熊本県	・海岸保全施設等に対し、損傷させることがないようにすること。 ・また、県との調整を行う等必要な措置を講ずること。	○
	一般公共海岸区域		熊本県		○
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	熊本県、熊本市	・擁壁、排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置を講ずること。	○
	大規模盛土造成地	—	熊本県「大規模盛土造成地マップ」	・土砂災害を防御、被害を軽減する機能を低下させないよう適切な措置を講ずること。	○
	洪水浸水想定区域	水防法	熊本県 国土交通省 国土数値情報「洪水浸水想定区域」、 「高潮浸水想定区域」	・感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。 ・雨水の流出量や浸透、涵養量の変化について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減する措置を講ずること。	
	高潮浸水想定区域				
	雨水出水浸水想定区域				
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律				国土交通省 国土数値情報「津波浸水想定区域」

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮 ※2	
自然・環境	国指定鳥獣保護区 (特別保護地区以外)	鳥獣保護管理法※ 1	環境省アセスメントデータベース「EADAS」	・事業に先立ち、現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講じること。		
	県指定鳥獣保護区 (特別保護地区以外)		環境省アセスメントデータベース「EADAS」			
	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)	—	環境省アセスメントデータベース「EADAS」			
	生物多様性保全上重要な里地里山	—	環境省アセスメントデータベース「EADAS」			
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—	環境省アセスメントデータベース「EADAS」			
	昆虫類の多様性保護のための重要地域	—	環境省アセスメントデータベース「EADAS」			
	緑地環境保全地域	熊本県自然環境保全条例	熊本県	・事業に先立ち、現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講じること。		
	郷土修景美化地域		熊本県			
	国立・国定公園の普通地域	自然公園法	環境省アセスメントデータベース「EADAS」	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。 ・また、当該地の改変を避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。		
	県立自然公園の普通地域	熊本県立自然公園条例	環境省アセスメントデータベース「EADAS」	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。 ・また、当該地の改変を避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。		
	自然再生の対象となる区域	自然再生推進法	環境省アセスメントデータベース「EADAS」	・現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講じること。		
	緑の回廊	森林法	国土交通省 国土数値情報「国有林野」	・野生生物のネットワークの保全のため、配慮が必要。		
	植生自然度の高い地域(9, 10)	—	環境省アセスメントデータベース「EADAS」	・当該地の直接改変を回避、又は分布域内での改変面積を最小限に抑える等の措置を講じること。		
	特定植物群落	—	環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-G I S」	・当該地の直接改変を回避、又は分布域内での改変面積を最小限に抑える等の措置を講じること。		

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮 ※2
自然・環境	巨木林	—	環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-G I S」	・当該地の直接改変を回避、又は分布域内での改変面積を最小限に抑える等の措置を講じること。	
	自然景観資源	—	環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-G I S」	・主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度を確認し、影響が懸念される場合は必要な対策を講じること。	
森林・農地	地域森林計画対象民有林（保安林以外）	森林法	熊本県「森林計画図」	・森林の伐採を可能な限り避けること。 ・周辺への雨水・土砂の流出、地すべり、土砂災害等を発生させることがないように必要な措置を講じること。 ・また、当該地に太陽光発電設備を設置する場合には森林法第5条に規定する森林を事前に関係機関、部局に確認すること。	
	優良農地	農地法	市町村、農業委員会	・促進区域に農用地を含める場合には、農業委員会の意見を聴いた上で許可権者等の農地転用担当部局との間で十分調整を行うこと。（「地域脱炭素化促進事業に係る農地転用の土地扱いに関する留意事項についての制定について」（令和4年6月28日4農振第948号農林水産省農村振興局長通知）を参照。）	○
	農用地区域	農振法※1	市町村、農業委員会	・農業委員会等の意見を聴いた上で県（又は指定市町村）の農地転用担当部局との間で十分調整を行うこと。 ・農業振興上支障とならないようにすること。	○
	農業振興地域				○
文化財・景観等	重点地区（景観形成地域等）	景観法	熊本県 国土交通省 国土数値情報「景観重点地区」	・景観条例の届出対象行為への該当の有無等について、事前に関係機関、部局に確認すること。	○
	歴史的風致維持向上計画重点地区	歴史まちづくり法※1	国土交通省 国土数値情報「歴史的風致維持向上計画の重点地区」	・歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう、事前に関係機関、部局に確認すること。	○
	重要文化的景観	文化財保護法	文化庁	・景観条例の届出対象行為への該当の有無等について、事前に関係機関、部局に確認すること。	
	世界遺産（緩衝地帯）	世界遺産条約※1	熊本県「熊本県再生可能エネルギー施設適正立地支援マップ」	・当該地に太陽光発電設備を設置する場合は、国や県とよく相談すること。	○
	世界遺産登録予定地（緩衝地帯）				○

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮 ※2
文化財・ 景観等	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	熊本県「熊本県遺跡地図データ」 市町村	・事業の実施に先立ち、事業区域に周知の埋蔵文化財包蔵地が無いか確認すること。 ・該当する場合は必要な措置を講じること。	○
その他県 が必要と 判断する もの	港湾	港湾法	熊本県	・港湾管理者に確認の上、必要な措置を講じること。	○
	漁港区域	漁港漁場整備法	熊本県	・漁港管理者に確認の上、必要な措置を講じること。	○
	要措置区域	土壌汚染対策法	熊本県	・汚染の拡散を防止するため、土壌汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。 ・特に、要措置区域においては土地の形質変更は原則禁止とされているので、注意すること。	
	形質変更時要届出区域		熊本県		

※1 法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・農振法：農業振興地域の整備に関する法律
- ・歴史まちづくり法：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
- ・世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

※2 本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

③促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項（考慮すべき事項）

市町村は、太陽光一表4に掲げる「促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討することが必要です。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

太陽光一表4 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項（考慮すべき事項）

考慮すべき事項	収集すべき情報	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮*
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> 騒音その他の生活環境への支障 振動等による生活環境への支障 	環境アセスメントデータベース（EADAS） 熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。 地域の環境、騒音、振動に係る環境基準、騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 	
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 地下水への影響等 雨水等の放流先（保護水面、農業用水路等） 取水施設の状況 	河川管理者、熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。 漁業権が設定されている場合、飲用水や農業用水等としての利水が行われる場合、必要な対策を実施すること。 沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。 	
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物・施設 	環境アセスメントデータベース（EADAS） 熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界や道路境界から一定程度の離隔や植栽などの対策を講じる等、配置場所、角度等について配慮すること。 	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> レッドリスト、レッドデータブック掲載種（国・県） 国内希少野生動植物種 熊本県指定希少野生動植物 	環境省レッドリスト・レッドデータブック レッドデータブックくまもと 熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業に先立ち、現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講じること。 	

考慮すべき事項	収集すべき情報	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮※
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物 ・景観重要樹木 ・地域資源 ・観光資源 	熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、景観・観光資源と調和した太陽光発電設備とするなど必要な措置を講じること。 	
その他県が発電施設の特徴、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜 30 度以上 	国土地理院	<ul style="list-style-type: none"> ・「傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」(NEDO 等)での要求のほか、表面侵食、斜面崩壊、土砂流出、基礎・架台の構造安全性および施工方法について特別な配慮をした上で設置すること。 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・活断層 	活断層データベース 活断層図(都市圏活断層図) 熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、調査を行い、活断層の直上・近辺を避ける等、必要な措置を講じること。 	○

※本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

2 風力発電施設に関する基準

(1) 基準の構成

促進区域設定に係る環境省令第5条の4第2項各号に基づく事項に、本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる「社会的配慮の観点」を加え、風力一表1のとおり基準を示します。

風力一表1 基準の構成

項目	考え方
促進区域に含めることが適切でないと思われる区域(除外すべき区域(保全エリア))	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい区域
促進区域の設定に当たって特に調整又は考慮を要する区域(特に考慮すべき区域(調整エリア2))	立地に当たって特段の配慮を要する調整が必要な区域
促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域(考慮すべき区域(調整エリア1))	立地にあって一般的な調整事項があるが、風力発電の導入を推進しうる区域
促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項(考慮すべき事項)	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から配慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項

(2) 基準の一覧

①促進区域に含めることが適切でない認められる区域（除外すべき区域（保全エリア））

促進区域設定に係る環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない認められる区域（除外すべき区域）」は、風力―表2に掲げる区域とします。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

風力―表2 促進区域に含めることが適切でない認められる区域（除外すべき区域（保全エリア））

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	社会的配慮 ^{※4}
防災	砂防指定地	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 ^{※3}	
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 ^{※3}	○
	土砂災害警戒区域		○
	河川区域	河川法	○
自然・環境	ラムサール条約湿地 ^{※1}	ラムサール条約 ^{※3}	
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区 ^{※2}	鳥獣保護管理法 ^{※3}	
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区		
	生息地等保護区の管理地区 ^{※2}	種の保存法 ^{※3}	
	生息地等保護区の監視地区		
	原生自然環境保全地域 ^{※2}	自然環境保全法	
	自然環境保全地域 ^{※2}		
	国立・国定公園の特別保護地区 ^{※2} 、第1種特別地域 ^{※2}	自然公園法	
森林・農地	保護林	森林法	
文化財・景観等	史跡、名勝、天然記念物	文化財保護法	
	世界遺産（資産範囲）	世界遺産条約 ^{※3}	○
	世界遺産登録予定地（資産範囲）		○
航空・防衛施設等	航空路監視レーダー施設	航空法	○
	航空自衛隊レーダーサイト		○
	自衛隊基地・駐屯地	—	○

分類	除外すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	社会的配慮 ^{※4}
航空・防衛施設等	在日米軍施設	—	○
	米軍演習区域	—	○
居住地	福祉施設の周囲 500m	—	
	病院の周囲 500m	—	
	学校の周囲 500m	—	

※1 本県陸上において対象区域なし。

※2 促進区域設定に係る環境省令で促進区域に含めることが適切でないとされている区域。

※3 法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・急傾斜地法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・ラムサール条約：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
- ・鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

※4 本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

②促進区域の設定に当たって特に調整又は考慮を要する区域（特に考慮すべき区域（調整エリア2））

市町村は、風力一表3に掲げる「促進区域の設定に当たって特に調整又は考慮を要する区域」について、「特に考慮すべき区域」とその「収集方法」に基づいて情報を収集し検討を行うことが必要です。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）位置付けることが必要です。

風力一表3 促進区域の設定に当たって特に調整又は考慮を要する区域(特に考慮すべき区域(調整エリア2))

分類	特に考慮すべき区域	区域の設定根拠 法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための 考え方	社会的 配慮※2
防災	山地災害危険地区	林野庁通達	林野庁九州森林管理局、熊本県「山地災害危険箇所マップ」	・事業区域に山地災害危険地区、又は土砂災害危険箇所が含まれる場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。	○
	土砂災害危険箇所	国土交通省通達	国土交通省 国土数値情報「土砂災害危険箇所」	・事業区域が山地災害危険地区、又は土砂災害危険箇所の上流域に設置しようとする場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。	○
	河川保全区域	河川法	河川管理者	・河川管理者の確認を得た上で、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがないように措置を講ずること。	○
	大規模盛土造成地	—	熊本県「大規模盛土造成地マップ」	・土砂災害を防御、被害を軽減する機能を低下させないよう適切な措置を講ずること。	○
自然・ 環境	国指定鳥獣保護区 （特別保護地区以外）	鳥獣保護管理法※1	環境省アセスメントデータベース「EADAS」	・事業に先立ち、現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講ずること。	
	県指定鳥獣保護区 （特別保護地区以外）				
	県指定自然環境保全地域	熊本県自然環境保全条例	国土交通省 国土数値情報「自然保全地域データ」	・事業に先立ち、現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講ずること。	
	緑地環境保全地域		熊本県		
郷土修景美化地域	熊本県				

分類	特に考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮※2
自然・環境	国立・国定公園の第2種特別地域、第3種特別地域	自然公園法	環境省アセスメントデータベース EADAS 「国立公園」、「国定公園」	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。 ・また、当該地の改変を避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 	
	県立自然公園の特別地域	熊本県立自然公園条例	環境省アセスメントデータベース EADAS 「都道府県立自然公園」	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。 ・また、当該地の改変を避ける、又は改変面積をできる限り小さくすること。 	
	生息地等保護区の管理地区	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に先立ち、現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講じること。 	
	生息地等保護区の監視地区				
	植生自然度の高い地域 (9, 10)	—	環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-G I S」	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地の直接改変を回避、又は分布域内での改変面積を最小限に抑える等の措置を講じること。 	
	特定植物群落	—	環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-G I S」	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地の直接改変を回避、又は分布域内での改変面積を最小限に抑える等の措置を講じること。 	
	巨木林	—	環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-G I S」	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地の直接改変を回避、又は分布域内での改変面積を最小限に抑える等の措置を講じること。 	
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—	環境省自然環境局生物多様性センター「自然環境調査 Web-G I S」	<ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化や生物多様性の維持などの機能を有するため、配慮が必要。 	
	重要野鳥生息地 (IBA)	—	環境省アセスメントデータベース EADAS「重要野鳥生息地 IBA」	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類を指標とする重要な自然環境の保全のため、配慮が必要。 	
緑の回廊	森林法	国土交通省 国土数値情報 「国有林野」	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物のネットワークの保全のため、配慮が必要。 		
森林・農地	保安林	森林法	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ保安機能を維持増進するため、森林の伐採を可能な限り避けること。周辺への雨水・土砂の流出、地すべり、土砂災害等を発生させることがないように必要な措置を講じること。 ・なお、保安林を森林以外の用途に転用する場合は森林法第26条又は法第26条の2の規定に基づく手続きが必要。 	

分類	特に考慮すべき区域	区域の設定根拠法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮※2
森林・農地	農用地区域	農振法※1	国土交通省 国土数値情報「農業地域データ」 市町村、農業委員会	・農業委員会等の意見を聴いた上で県（又は指定市町村）の農地転用担当部局との間で十分調整を行うこと。 ・農業振興上支障とならないようにすること。	○
文化財・景観等	重点地区（景観形成地域等）	景観法	熊本県 国土交通省 国土数値情報「景観重点地区」	・景観条例の届出対象行為への該当の有無等について、事前に関係機関、部局に確認すること。	○
	歴史的風致維持向上計画重点地区	歴史まちづくり法※1	国土交通省 国土数値情報「歴史的風致維持向上計画の重点地区」	・歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう、事前に関係機関、部局に確認すること。	○
	重要文化的景観	文化財保護法	文化庁 熊本県「熊本県再生可能エネルギー施設適正立地支援マップ」	・景観条例の届出対象行為への該当の有無等について、事前に関係機関、部局に確認すること。	
	風致地区	都市計画法	熊本県「熊本県再生可能エネルギー施設適正立地支援マップ」	・都市環境の保全を図るため風致の維持のため、配慮が必要。	
	世界遺産（緩衝地帯）	世界遺産条約※1	熊本県「熊本県再生可能エネルギー施設適正立地支援マップ」	・当該地に風力発電設備を設置する場合は、国や県とよく相談すること。	○
航空・防衛施設等	航空法に基づく制限表面	航空法	国土交通省「航空統計データ」	・航空機の航行に起因する障害の防止のため配慮が必要。	○
	気象レーダー設置場所（気象庁）	気象業務法	環境省 EADAS「気象レーダー設置場所（気象庁）」	・気象等観測業務に起因する障害の防止のため配慮が必要。	○
居住地	福祉施設の周囲 500m～800m	—	国土交通省 国土数値情報「福祉施設」	・稼働時における騒音等による生活環境への重大な影響が懸念されるため配慮が必要。	
	病院の周囲 500m～800m	—	国土交通省 国土数値情報「医療機関」		
	学校の周囲 500m～800m	—	国土交通省 国土数値情報「学校」		
	人口メッシュ（居住地）周囲 500m	—	公益財団法人 統計情報研究開発センター「地域メッシュ統計 平成27年国勢調査 世界測地系」		

※1 法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・農振法：農業振興地域の整備に関する法律

- ・ 歴史まちづくり法：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
- ・ 世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

※2 本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

③促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域(考慮すべき区域(調整エリア1))

市町村は、風力一表4に掲げる「促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域」について、「考慮すべき区域」とその「収集方法」に基づいて情報を収集し検討を行うことが必要です。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置(下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など)が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置付けることが必要です。

風力一表4 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域(考慮すべき区域(調整エリア1))

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠 法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための 考え方	社会的 配慮 ^{※2}
防災	洪水浸水想定区域	水防法	熊本県 国土交通省 国土 数値情報「洪水浸 水想定区域」	・洪水、雨水出水に際し、水 災を防御、被害を軽減する 機能を低下させないよう 措置を講ずること。	
	雨水出水浸水想定区 域				
	液状化地区	—	熊本県による地震 被害想定調査結果 (内閣府) 県津波・ 地震対策等報告書	・液状化による施設の倒壊等 の災害を防止するため、必 要な措置を講ずること。	
自然・ 環境	国立・国定公園の普 通地域	自然公園法	環境省アセスメン トデー タ ベース「EADAS」 「国立公園」、「国 立公園」	・事業に先立ち、必要に応じ た調査を行い、必要な措置 を講ずること。 ・また、当該地の改変を避け る、又は改変面積をできる 限り小さくすること。	
	県立自然公園の普通 地域	熊本県立自然公園 条例	環境省アセスメン トデー タ ベース「EADAS」 「都道府県立自然 公園」	・事業に先立ち、必要に応じ た調査を行い、必要な措置 を講ずること。 ・また、当該地の改変を避け る、又は改変面積をできる 限り小さくすること。	
	生物多様性の保全の 鍵になる重要な地域 (KBA)	—	環境省アセスメン トデー タ ベース「EADAS」 「生物多様性重要 地域(KBA)」	・事業に先立ち、現況につい て聴取するとともに、必要 に応じて調査を行い、適切 な措置を講ずること。	
	生物多様性保全上重 要な里地里山	—	環境省アセスメン トデー タ ベース 「EADAS」		
	昆虫類の多様性保護 のための重要地域	—	環境省アセスメン トデー タ ベース「EADAS」 環境省「昆虫類の 多様性保護のため の重要地域」		
	自然再生の対象とな る区域	自然再生推進法	環境省アセスメン トデー タ ベース「EADAS」 「自然再生推進法 に基づく自然再生 事業実施地域」	・自然再生事業に影響を及ぼ さないよう配慮が必要。	

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠 法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための 考え方	社会的 配慮 ^{※2}
自然・ 環境	サンバ・ハチクマ・ノ スリ・アカハラダカ の渡り経路とその衛 星追跡経路周囲 1000 m	—	環境省アセスメン トデー タ ベース「EADAS」 「渡りをするタカ 類集結地」、「鳥類 等に関する風力発 電施設立地適正化 のための手引き (環境省, 平成 27 年度修正版)」第 3 章	・バードストライクのリスク を検討するための野鳥の 生息・行動に関する既存の 情報は乏しい。野鳥をはじ めとする生物の多様性保 全の観点より、学識者・有 識者の助言も得ながら十 分な調査が必要。	
	イヌワシ・クマタカ の生息分布	—	環境省 EADAS 「イヌワシ」、「ク マタカ」	・バードストライクのリスク を検討するための野鳥の 生息・行動に関する既存の 情報は乏しい。野鳥をはじ めとする生物の多様性保 全の観点より、学識者・有 識者の助言も得ながら十 分な調査が必要。	
	イヌワシ、チュウヒ、 クマタカの分布図	—	環境省 EADAS 「風力発電におけ る鳥類のセンシテ ィビティマップ (陸域版)」		
	集団飛来地	—			
	日中の渡りルート (周囲 1000m)	—			
森林・ 農地	国有林	森林法	国土交通省 国土 数値情報 「国有 林」	・森林の現に有する土地に関 する災害の防止の機能、水 源のかん養の機能及び環 境の保全の機能を阻害す ることのないよう配慮が 必要。 ・また、当該地に風力発電設 備を設置する場合には事 前に関係機関、部局に確認 すること。	
	県有林	森林法、熊本県財 産条例	熊本県「熊本県再 生可能エネルギー 施設適正立地支援 マップ」		
	地域森林計画対象民 有林(保安林以外)	森林法	熊本県「森林計画 図」		
文化財 ・ 景観等	周知の埋蔵文化財包 蔵地	文化財保護法	熊本県「熊本県遺 跡地図データ」	・事業の実施に先立ち、事業 区域に周知の埋蔵文化財 包蔵地が無いか確認する こと。 ・該当する場合は必要な措置 を講ずること。	○
	世界遺産登録予定地 (緩衝地帯)	世界遺産条約 ^{※1}	熊本県「熊本県再 生可能エネルギー 施設適正立地支援 マップ」	・当該地に風力発電設備を設 置する場合は、国や県とよ く相談すること。	○
居住地	人口メッシュ(居住 地)周囲 500~800m	—	公益財団法人 統 計情報研究開発セ ンター「地域メッ シュ統計 平成 27 年国勢調査 世界 測地系」	・稼働時における騒音等によ る生活環境への重大な影 響が懸念されるため配慮 が必要。	
	建築物(工場、事業所 等を含む全建物)	—	国土交通省 基盤 地図情報「建築物」	—	

分類	考慮すべき区域	区域の設定根拠 法令・条例等	情報の収集方法	適正な配慮のための 考え方	社会的 配慮 ^{※2}
その他 県が必要と判 断する もの	要措置区域	土壤汚染対策法	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染の拡散を防止するため、土壤汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。 ・特に、要措置区域においては土地の形質変更は原則禁止とされているので、注意すること。 	
	形質変更時要届出区域				

※1 法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

※2 本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

④促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項（考慮すべき事項）

市町村は、風力―表5に掲げる「促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討することが必要です。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけることが必要です。

風力―表5 促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する事項（考慮すべき事項）

考慮すべき事項	収集すべき情報	情報の収集方法	適正な配慮のための考え方	社会的配慮※
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 地下水への影響等 取水施設の状況 	熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の検討に当たっては、浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。 沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。 	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> レッドリスト、レッドデータブック掲載種(国・県) 国内希少野生動物種 熊本県指定希少野生動物種 	環境省レッドリスト・レッドデータブック・レッドデータブックくまもと 熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業に先立ち、現況について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、適切な措置を講じること。 	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物 景観重要樹木 地域資源 観光資源 	熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、景観・観光資源と調和した風力発電設備とするなど必要な措置を講じること。 	
その他県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> 活断層 	活断層データベース 活断層図（都市圏活断層図） 熊本県、市町村、関係機関が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業に先立ち、調査を行い、活断層の直上・近辺を避ける等、必要な措置を講じること。 	○

※本県として市町村が促進区域を設定するに当たってすべての市町村に共通すると考えられる社会的配慮の観点。

参考資料「促進区域の設定に関する熊本県基準」に基づくゾーニング図

1 ゾーニング図の留意事項

- ゾーニング図は、県基準策定時に様々な原典情報を基に二次的に作成したデータです。データによっては情報更新が行われている可能性があること、位置精度は原典情報に依存すること、原典情報が収集可能なものから整備していること、データ作成上の誤差を含んでいることに留意が必要です。必要に応じて各レイヤー情報の更新あるいは見直しを行う必要があります。
- ゾーニング図は、主として既存の公表情報を基に作成したものであり、一部の県基準の情報は網羅的に整備された GIS 情報が存在しなかったため、ゾーニング図に反映していません。促進区域の設定においては、市町村独自に保有している地図情報の活用や現地調査によって十分な現況把握が必要です。
- ゾーニング図の“保全エリア”、“調整エリア”には、レイヤー情報が重なっている場合があります。そのため、判読に注意が必要です。
- レイヤー情報によっては、原典のメッシュサイズの粒度の大きさにより、実際の地域状況と厳密に一致しない場合があります。
- レイヤー情報によっては、原典の位置精度及びデータ作成上の誤差を含んでいるため、ゾーニング図上の境界と実際の境界がずれている可能性があります。
- ゾーニング図は、事業性を評価・担保しているものではありません。
- 風力のゾーニングは、風況のよい地域（上益城、阿蘇、八代、芦北・水俣、球磨及び天草地域）のみ実施しています。
- 促進区域の設定に当たっては、農用地区域からの除外手続きなど関係法令の手続きが必要です。
- ゾーニング図のエリア区分の概要は次のとおりです。

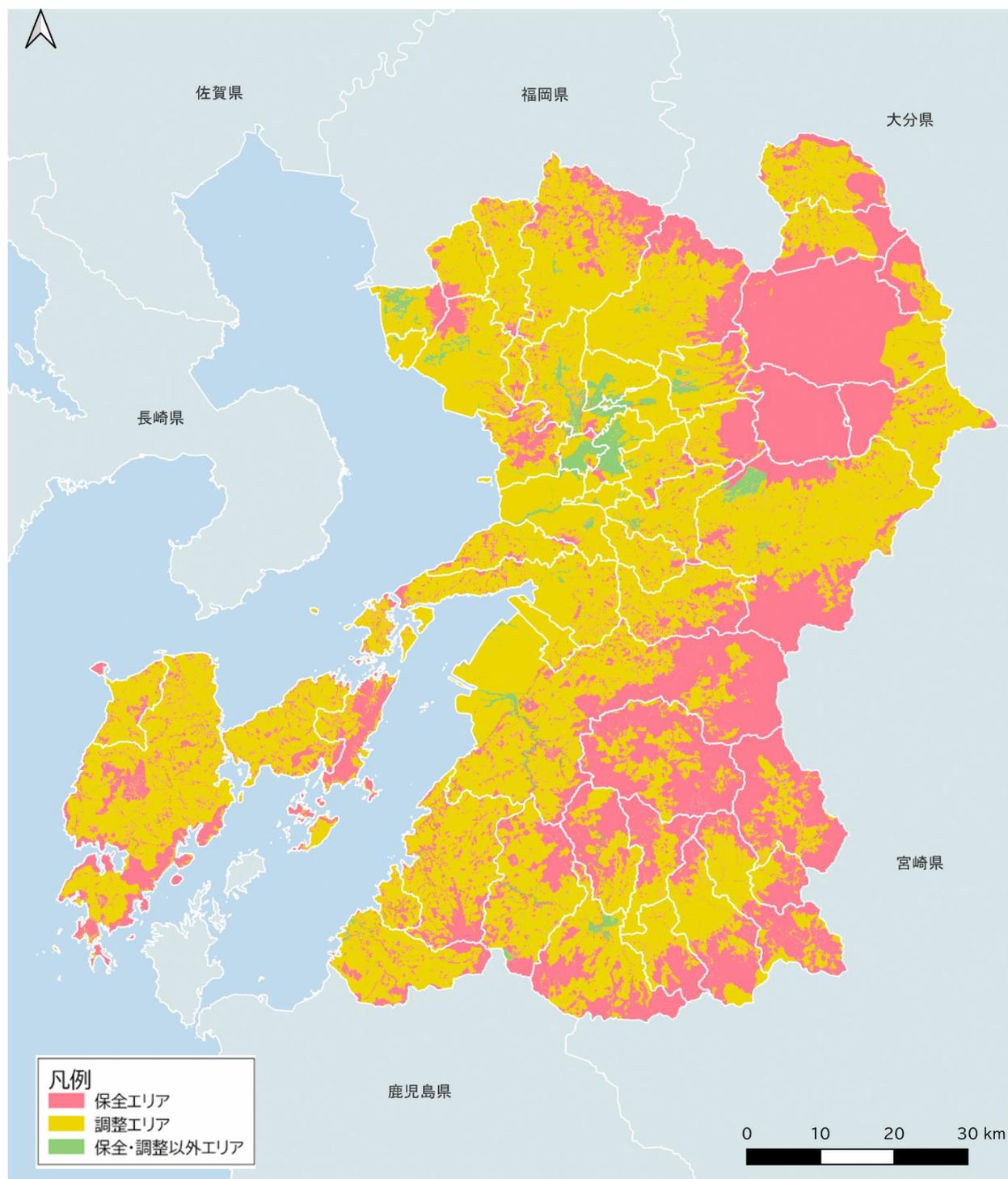
(1) 太陽光

エリア区分	エリア概要
保全エリア	県基準の「促進区域に含めることが適切でない」と判断する区域（除外すべき区域）」に該当。
調整エリア	県基準の「促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域（考慮すべき区域）」に該当。
保全・調整以外エリア	保全エリア、調整エリアに該当しない区域であり、環境・社会面から太陽光の導入を促進しやすいエリア。

(2) 陸上風力

エリア区分	エリア概要
保全エリア	県基準の「促進区域に含めることが適切でない」と判断する区域（除外すべき区域）」に該当。
調整エリア 2	県基準の「促進区域の設定に当たって特に調整又は考慮を要する区域（特に考慮すべき区域）」に該当。
調整エリア 1	県基準の「促進区域の設定に当たって調整又は考慮を要する区域（考慮すべき区域）」に該当。

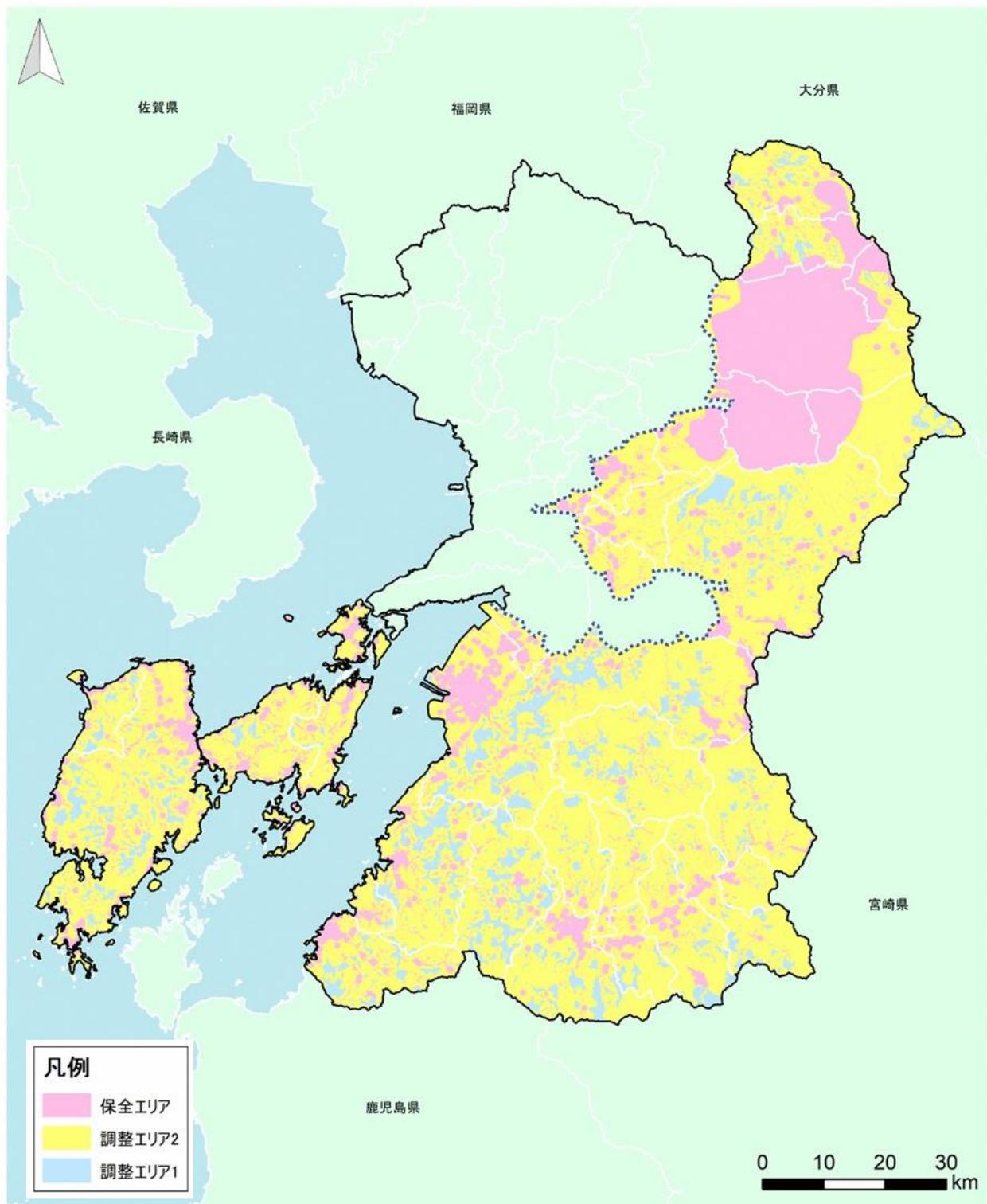
2 県基準に基づく太陽光ゾーニング図



※促進区域の設定に当たっては、農用地区域からの除外手続きなど関係法令の手続きが必要。

※ゾーニング図は、公表情報を基に作成したものであり、一部の県基準の情報は網羅的に整備された地図情報が存在しないため、ゾーニング図に反映していない。促進区域の設定に当たっては、現況調査等によって十分な現状把握が必要。

3 県基準に基づく陸上風力ゾーニング図



- ※風況のよい地域（上益城、阿蘇、八代、水俣・芦北、球磨及び天草地域）のみゾーニングを実施。
- ※促進区域の設定に当たっては、農用地区域からの除外手続きなど関係法令の手続きが必要。
- ※ゾーニング図は、公表情報を基に作成したものであり、一部の県基準の情報は網羅的に整備された地図情報が存在しないため、ゾーニング図に反映していない。促進区域の設定に当たっては、現況調査等によって十分な現状把握が必要。

